

## 浜松市新型インフルエンザ等対策会議運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、浜松市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 対策会議は、新型インフルエンザ等の市内での発生に備え浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、具体的な対応方法等について検討及び調整を行うものとし、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の危機管理体制の整備に関すること
- (2) 新型インフルエンザ等対策の推進に係る関係部署との調整に関すること
- (3) 新型インフルエンザ等対策に係る情報の収集・分析並びに提供に関すること
- (4) 関係する会議等との連携・調整に関すること
- (5) 新型インフルエンザ等対策行動計画の改正等に関すること
- (6) 対策本部設置時における新型インフルエンザ等対策の推進に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策を推進する上で必要な事項

### (組織)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる者を構成員とする。

- 2 対策会議の座長は医療担当部長とし、新型インフルエンザ等対策の検討等に関する総合調整を行う。
- 3 対策会議の副座長は保健所長とし、座長を補佐するとともに座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 平常時あるいは海外発生期等における対策会議は、発生状況等により、座長又は副座長の指名する構成員をもって組織する。

### (会議)

第4条 対策会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 対策会議の構成員は、それぞれの所管事務に関する新型インフルエンザ等対策の検討状況等について、対策会議に報告するとともに、対策会議での協議の結果に基づき必要な場合には、所属する部として対策を講ずるよう、部に内容を伝達する。

(関係者の出席)

第5条 座長は、対策会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、保健総務課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

別表1

危機管理課長、広聴広報課長、職員厚生課長、市民生活課長、市民協働・地域政策課長、創造都市・文化振興課長、スポーツ振興課長、文化財課長、美術館長、中央図書館長、福祉総務課長、障害保健福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、健康医療課長、保健環境研究所長、健康増進課長、保健総務課長、生活衛生課長、保健所浜北支所長、子育て支援課長、幼児教育・保育課長、産業総務課長、農業水産課長、農業振興課長、動物園長、警防課長、上下水道総務課長、教育総務課長、健康安全課長